

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年1月18日
【中間会計期間】	第22期中（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）
【会社名】	日本和装ホールディングス株式会社
【英訳名】	NIHONWASOU HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 重久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 （旧本店所在地 福岡市中央区大名二丁目12番15号） （注）平成19年7月26日付で本店所在地を上記に変更しております。
【電話番号】	03-3216-0070（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務担当執行役員 平田 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3216-0070（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務担当執行役員 平田 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自平成17年 5月1日 至平成17年 10月31日	自平成18年 5月1日 至平成18年 10月31日	自平成19年 5月1日 至平成19年 10月31日	自平成17年 5月1日 至平成18年 4月30日	自平成18年 5月1日 至平成19年 4月30日
売上高 (千円)	—	2,837,227	3,070,696	5,841,510	6,274,088
経常利益 (千円)	—	227,096	177,284	1,063,227	969,984
中間(当期)純利益 (千円)	—	121,797	96,660	577,598	530,204
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	458,707	458,707	160,147	458,707
発行済株式総数 (株)	—	90,700	90,248	843	90,700
純資産額 (千円)	—	2,189,821	2,552,997	1,537,110	2,598,228
総資産額 (千円)	—	3,243,247	3,423,901	3,025,501	3,969,343
1株当たり純資産額 (円)	—	24,143.56	28,351.38	1,823,381.71	28,646.40
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	1,412.74	1,069.48	685,170.27	5,995.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	1,409.31	1,069.17	—	5,988.19
1株当たり配当額 (円)	—	—	500.00	78,537.00	1,239.00
自己資本比率 (%)	—	67.5	74.5	50.8	65.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△360,261	△519,484	874,105	206,113
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△14,631	△39,133	△47,419	△63,410
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	497,768	△143,823	—	497,768
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	—	2,229,283	2,044,439	2,106,408	2,746,880
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	154 (76)	186 (82)	158 (69)	180 (85)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第21期中間会計期間に係る半期報告書が最初に提出するものであるため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社に対する持分がないため記載しておりません。また、第21期中間会計期間以後の当該数値については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第22期中間会計期間の1株当たり配当額500円は、当社の「日本和装」事業の20周年記念配当であります。また、第21期の当該数値1,239円には、上場記念配当206円66銭を含んでおります。

6. 平成18年5月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年6月30日付をもって普通株式1株を100株に分割いたしました。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、平成19年5月に当社の100%出資により割賦販売幹旋業を事業目的に日本和装クレジット株式会社を設立しておりますが、当該子会社の割賦販売幹旋事業については、現在準備中であります。その他、関係会社における異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成19年10月31日現在

従業員数（人）	186（82）
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト及び臨時社員を含む。）は、（ ）内に当中間会計期間の平均人員（従業員の月単位の基本勤務時間にて換算）を外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢の厳しさや、アメリカ経済や原油価格の動向が内外経済に与える影響等懸念材料はあるものの、企業収益の改善による設備投資の増加基調や、個人消費に持ち直しが見られるなど、国内民間需要に支えられ景気は回復基調で推移いたしました。

当社の仲介する着物の業界におきましては、幅広い世代に“和ブーム”と呼ばれる現象が認められており、また、少子高齢化の進行に伴い、今後のわが国経済を支える若い世代に対し、日本の良き伝統文化を伝えることが望ましいという傾向から、着物の良さ、美しさを見直すことが息の長い流行となりつつあります。一方、一部企業による過量販売等の問題が影響を残していることも事実であります。

このような環境のなかで、当社は、平成19年6月に従来営業グループの「本部」を設置しておりました東京都千代田区に本社機能を移転して営業グループと管理グループの拠点の集約を行い、業務の効率化を進めることはもとより、部門間の相乗効果による営業戦略のより迅速な実行や、コンプライアンス意識の醸成等によるさらなる組織の活性化、より高度な広報及びIR活動を進めてまいりました。また、平成19年5月には執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び迅速かつより高度な業務執行に専念できる経営体制を構築してまいりました。

営業面におきましては、一部に残る着物業界に対する消費者の不信を払拭するとともに、企業イメージの向上及びコーポレートブランドの確立並びに強化を図るためには重要な戦略的時期と捉え、イメージキャラクターに有名俳優を起用するなど広告宣伝活動には特に力を注いでまいりました。また、中期経営計画に基づき平成19年9月に秋田局を、平成19年10月に青森局を開設し、「日本和装」事業の全国展開を加速させてまいりました。加えて、既存顧客を基軸に、広く一般にも開放するかたちで、着物を「より気軽に選ぶことのできる場」を提供することを目的とした常設型店舗「きものスーパー」の試験的な設置を決定し、開設に着手いたしました。

さらに、割賦販売斡旋業を事業目的として、受講者の代金決済の利便性を向上させ、当社事業とのシナジー効果を最大限にあげることを目的に、平成19年5月に当社の100%出資により日本和装クレジット株式会社を設立いたしました。なお、当該子会社の割賦販売斡旋事業につきましては、現在準備中であります。

これらの結果、当中間会計期間における業績は、売上高は3,070百万円（前年同期比8.2%増）となりました。また、広告宣伝費の積極的な予算の執行及び本社移転に伴う関連費用の計上等により、営業利益は169百万円（前年同期比33.6%減）、経常利益は177百万円（前年同期比21.9%減）、中間純利益は96百万円（前年同期比20.6%減）となりました。

当社は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」（毎週1回、全15回のカリキュラムにて実施。）において、各契約企業が教室の受講者に販売する機会を提供し、仲介手数料等を受領しております。「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、主として秋期講座（9月から順次開講）と春期講座（2月から順次開講）から構成されており、それぞれ開講から中間会計期間末（10月末）及び事業年度末（4月末）までの経過期間（販売機会の提供期間）に相違があります。

また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者の募集は教室開講前に実施するため、受講者募集経費の計上が収益の計上に先行します。

このため、上半期の営業利益と、下半期の営業利益との間に相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税引前中間純利益が172百万円計上されたものの、法人税等の支払や配当金の支払、前払費用の増加、前受金及び営業預り金の減少等の要因により、前事業年度末に比べ702百万円減少し、当中間会計期間末には2,044百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動に使用した資金は519百万円（前年同期は360百万円の使用）となりました。これは主に、税引前中間純利益が172百万円計上されたものの、法人税等の支払額が332百万円、前払費用の増加額が161百万円、前受金の減少額が120百万円及び営業預り金の減少額が68百万円となったことによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動に使用した資金は39百万円（前年同期は14百万円の使用）となりました。これは主に、敷金保証金の増加額が38百万円及び子会社設立による支出が10百万円となったことによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動に使用した資金は143百万円（前年同期は497百万円の獲得）となりました。これは、配当金の支払額111百万円及び自己株式の取得による支出32百万円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は、主として仲介業であり受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分別	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前年同期比 (%)
手数料売上高 (千円)	2,254,826	108.4
加工料売上高 (千円)	728,075	109.0
小物売上高 (千円)	85,734	100.3
その他売上高 (千円)	2,059	53.4
合計 (千円)	3,070,696	108.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合につきましては、当該割合が100分の10以上である相手先が存在しないため、記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、前事業年度末において計画しておりました本社機能の東京都千代田区への移転及び旧本社（福岡市中央区）の設備等に関する除却につきましては、平成19年7月に完了しております。

また、同じく前事業年度末において計画しておりました秋田局の新設は平成19年9月に、青森局の新設は平成19年10月に、それぞれ完了しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	330,000
計	330,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年1月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	90,248	89,960	ジャスダック証券取引所	(注)
計	90,248	89,960	—	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年7月26日定時株主総会決議(第2回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数(個)	60	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月12日 至平成20年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは監査役の地位にあることを要するものとする。
- ②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する



契約に定めるところによるものとする。

3. 譲渡による新株予約権の取得は、取締役会の承認を要するものとする。

平成19年7月26日定時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年12月31日)
新株予約権の数（個）	2,894	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,894（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	51,403（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 51,403 資本組入額 25,702	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. ①新株予約権を発行する日の翌日以降、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が141,000円（以下、「基準価額」という。）を上回った場合には、行使価額は1株当たり1円に修正されるものとする。

②新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額及び基準価額（以下、「行使価額等」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額等} = \text{調整前行使価額等} \times \frac{1}{\text{分割、併合の比率}}$$

また、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ行使価額等の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額等の調整を行うことができるものとする。

3. ①新株予約権者は、権利行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員又は取引先、取引先の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。

②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。

③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

4. 譲渡による新株予約権の取得は、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年10月10日 (注) 1	△452	90,248	—	458,707	—	335,482

(注) 1. 自己株式の消却によるものであります。

2. 当中間会計期間の末日後、当半期報告書の提出日までにおいて、自己株式の消却により発行済株式総数を288株減少させ、89,960株としております。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
吉田 重久	東京都大田区	73,100	80.99
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2-2	1,359	1.50
メロン バンク トリーテ ィー クライアンツ オムニ バス (常任代理人 香港上海銀 行 東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108  (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	782	0.86
日本和装ホールディングス 社員持株会	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	728	0.80
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	678	0.75
パーシング ディヴィジョ ン オブ ドナルドソン ラ フキン アンド ジェンレッ ト エスイーシー コーポレ ーション (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U. S. A.  (東京都品川区東品川二丁目3-14)	350	0.38
日本和装ホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	288	0.31
河瀬 仁志	京都市上京区	284	0.31
伝統衣装普及促進協同組合	福岡市中央区大名二丁目12-15	200	0.22
日興コーディアル証券株式 会社	東京都中央区日本橋兜町6-5	191	0.21
計	—	77,960	86.38

- (注) 1. 上記野村信託銀行株式会社の所有株式は、信託業務に係る株式であります。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式は、信託業務に係る株式であります。
3. 平成19年4月5日付(報告義務発生日平成19年3月30日)でフィデリティ投信株式会社から大量保有報告書が関東財務局へ提出され、平成19年9月6日付(報告義務発生日平成19年8月31日)で同社から当該大量保有報告書の変更報告書が関東財務局へ提出されておりますが、当社として当中間会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、前記の「大株主の状況」では考慮しておりません。当該大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山 トラストタワー	4,030	4.44
(保有目的) 顧客の財産を投資信託約款および投資一任契約に基づき運用するために保有。しかしながら、当該保有証券の名義人は弊社ではなく、顧客の選択した銀行(カストディアンバンク)又は信託銀行等になります。			

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 288	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 89,960	89,960	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	90,248	—	—
総株主の議決権	—	89,960	—

② 【自己株式等】

平成19年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本和装ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	288	—	288	0.31
計	—	288	—	288	0.31

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高 (円)	66,200	59,900	55,500	40,400	40,800	50,800
最低 (円)	56,500	53,300	38,200	29,600	27,150	38,100

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年5月1日から平成19年10月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年5月1日から平成19年10月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.4 %
売上高基準	1.5 %
利益基準	△2.6 %
利益剰余金基準	△0.1 %

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年10月31日)		当中間会計期間末 (平成19年10月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年4月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		2,412,431		2,222,587		2,929,028	
2. 営業未収入金		275,032		404,682		426,342	
3. たな卸資産		7,788		8,083		8,081	
4. 前払費用		—		267,526		105,630	
5. 繰延税金資産		47,310		46,203		66,422	
6. その他	※2	108,754		33,502		25,092	
貸倒引当金		△793		△2,021		△1,376	
流動資産合計		2,850,523	87.9	2,980,564	87.1	3,559,221	89.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	92,463		83,409		88,073	
2. 無形固定資産		1,173		970		1,071	
3. 投資その他の資産							
(1) 繰延税金資産		4,373		4,450		4,450	
(2) 敷金保証金		273,677		315,863		287,519	
(3) その他		21,035		38,643		29,007	
投資その他の資産 合計		299,087		358,956		320,977	
固定資産合計		392,723	12.1	443,336	12.9	410,122	10.3
資産合計		3,243,247	100.0	3,423,901	100.0	3,969,343	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 営業未払金		55,804		74,252		91,645	
2. 未払金		221,220		160,009		159,839	
3. 未払法人税等		103,419		60,770		340,500	
4. 前受金		288,390		240,578		360,622	
5. 営業預り金		180,885		131,339		199,376	
6. 賞与引当金		82,875		76,062		58,000	
7. その他	※2	91,107		104,329		133,567	
流動負債合計		1,023,703	31.6	847,341	24.7	1,343,552	33.8
II 固定負債		29,722	0.9	23,562	0.7	27,562	0.7
負債合計		1,053,425	32.5	870,903	25.4	1,371,114	34.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年10月31日)		当中間会計期間末 (平成19年10月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年4月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		458,707	14.1	458,707	13.4	458,707	11.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		335,482		335,482		335,482	
資本剰余金合計		335,482	10.4	335,482	9.8	335,482	8.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		3,114		3,114		3,114	
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		1,392,516		1,763,909		1,800,924	
利益剰余金合計		1,395,630	43.0	1,767,024	51.6	1,804,038	45.4
4. 自己株式		—	—	△10,724	△0.3	—	—
株主資本合計		2,189,821	67.5	2,550,490	74.5	2,598,228	65.5
II 新株予約権		—	—	2,506	0.1	—	—
純資産合計		2,189,821	67.5	2,552,997	74.6	2,598,228	65.5
負債純資産合計		3,243,247	100.0	3,423,901	100.0	3,969,343	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		2,837,227	100.0	3,070,696	100.0	6,274,088	100.0
II 売上原価		418,477	14.7	453,199	14.8	823,590	13.1
売上総利益		2,418,750	85.3	2,617,496	85.2	5,450,498	86.9
III 販売費及び一般管理 費		2,163,014	76.3	2,447,604	79.7	4,452,283	71.0
営業利益		255,735	9.0	169,892	5.5	998,214	15.9
IV 営業外収益	※1	5,564	0.2	9,184	0.3	11,581	0.2
V 営業外費用	※2	34,203	1.2	1,791	0.0	39,810	0.6
経常利益		227,096	8.0	177,284	5.8	969,984	15.5
VI 特別利益		774	0.0	—	—	—	—
VII 特別損失	※3	758	0.0	5,001	0.2	30,484	0.5
税引前中間(当 期)純利益		227,111	8.0	172,283	5.6	939,500	15.0
法人税、住民税及 び事業税		95,452		55,404		418,621	
法人税等調整額		9,862	3.7	20,219	2.5	△9,326	6.5
中間(当期)純利 益		121,797	4.3	96,660	3.1	530,204	8.5



③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
平成18年4月30日 残高 (千円)	160,147	36,922	36,922	—	1,340,040	1,340,040	1,537,110	1,537,110
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	298,560	298,560	298,560				597,120	597,120
利益準備金の積立(注)				3,114	△3,114	—	—	—
剰余金の配当(注)					△66,206	△66,206	△66,206	△66,206
中間純利益					121,797	121,797	121,797	121,797
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	298,560	298,560	298,560	3,114	52,476	55,590	652,710	652,710
平成18年10月31日 残高 (千円)	458,707	335,482	335,482	3,114	1,392,516	1,395,630	2,189,821	2,189,821

(注) 平成18年7月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年4月30日 残高 (千円)	458,707	335,482	—	335,482	3,114	1,800,924	1,804,038	—	2,598,228
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当						△112,377	△112,377		△112,377
中間純利益						96,660	96,660		96,660
自己株式の取得								△32,021	△32,021
自己株式の消却			△21,296	△21,296				21,296	—
負の残高のその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			21,296	21,296		△21,296	△21,296		—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	—	△37,014	△37,014	△10,724	△47,738
平成19年10月31日 残高 (千円)	458,707	335,482	—	335,482	3,114	1,763,909	1,767,024	△10,724	2,550,490

	新株予約権	純資産合計
平成19年4月30日 残高 (千円)	—	2,598,228
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当		△112,377
中間純利益		96,660
自己株式の取得		△32,021
自己株式の消却		—
負の残高のその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	2,506	2,506
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	2,506	△45,231
平成19年10月31日 残高 (千円)	2,506	2,552,997

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年4月30日 残高 (千円)	160,147	36,922	36,922	—	1,340,040	1,340,040	1,537,110	1,537,110
事業年度中の変動額								
新株の発行	298,560	298,560	298,560				597,120	597,120
利益準備金の積立(注)				3,114	△3,114	—	—	—
剰余金の配当(注)					△66,206	△66,206	△66,206	△66,206
当期純利益					530,204	530,204	530,204	530,204
事業年度中の変動額合計 (千円)	298,560	298,560	298,560	3,114	460,883	463,998	1,061,118	1,061,118
平成19年4月30日 残高 (千円)	458,707	335,482	335,482	3,114	1,800,924	1,804,038	2,598,228	2,598,228

(注) 平成18年7月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		227,111	172,283	939,500
減価償却費		5,946	5,402	13,407
減損損失		—	2,042	28,450
固定資産除却損		758	1,682	2,034
貸倒引当金の増減額 (△減少)		△816	644	△233
賞与引当金の増減額 (△減少)		24,375	18,062	△500
受取利息		△241	△2,966	△1,692
営業未収入金の増減額 (△増加)		△96,616	21,660	△247,926
前払費用の増減額 (△増加)		—	△161,896	—
営業未払金の増減額 (△減少)		△7,320	△17,392	28,519
未払金の増減額 (△減少)		66,730	169	9,047
前受金の増減額 (△減少)		△110,598	△120,044	△38,366
営業預り金の増減額 (△減少)		△48,830	△68,037	△30,338
その他		△1,540	△42,019	10,948
小計		58,959	△190,406	712,850
利息の受取額		241	2,966	1,692
法人税等の支払額		△419,462	△332,044	△508,430
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		△360,261	△519,484	206,113

		前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の増減額 (△増加)		3,000	4,000	4,000
敷金保証金の増加額		△20,099	△38,078	△46,909
敷金保証金の減少額		8,881	8,035	12,904
預り敷金の増減額 (△減少)		—	—	△322
有形固定資産の取得による支出		△7,584	△2,689	△22,706
子会社設立による支出		—	△10,000	△10,000
その他		1,169	△399	△376
投資活動による キャッシュ・フロー		△14,631	△39,133	△63,410
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		573,287	—	573,287
配当金の支払額		△66,206	△111,801	△66,206
自己株式の取得による支出		—	△32,021	—
その他		△9,312	—	△9,312
財務活動による キャッシュ・フロー		497,768	△143,823	497,768
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△減少)		122,874	△702,441	640,471
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,106,408	2,746,880	2,106,408
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※	2,229,283	2,044,439	2,746,880

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)																		
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 同左</p>																		
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10～41年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～4年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	10～41年	車両運搬具	2～4年	器具及び備品	2～10年	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10～41年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～4年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2～8年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	建物	10～41年	車両運搬具	2～4年	器具及び備品	2～8年	<p>(1) 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10～41年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～4年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	建物	10～41年	車両運搬具	2～4年	器具及び備品	2～8年
建物	10～41年																				
車両運搬具	2～4年																				
器具及び備品	2～10年																				
建物	10～41年																				
車両運搬具	2～4年																				
器具及び備品	2～8年																				
建物	10～41年																				
車両運搬具	2～4年																				
器具及び備品	2～8年																				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>																		

項目	前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 売上高の計上基準 手数料売上高は、各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づき、当社の受託業務が完了した日に計上しております。</p> <p>(2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 売上高の計上基準 同左</p> <p>(2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、従来、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入していましたが、本店所在地の移転に伴い、平成19年10月1日から財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に移管いたしました。これらについては、いずれも従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 売上高の計上基準 同左</p> <p>(2) 従業員の退職金制度について 従業員の退職金制度については、福岡商工会議所の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,189,821千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間から、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,598,228千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>



表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)</p>
<p>—</p>	<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間末において、中間貸借対照表の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記することといたしました。 なお、前中間会計期間末において、中間貸借対照表の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は95,490千円であります。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書) 前中間会計期間において、中間キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払費用の増減額(△増加)」は、重要性が増したため、当中間会計期間において区分掲記することといたしました。 なお、前中間会計期間において、中間キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払費用の増減額(△増加)」は△9,031千円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年10月31日)	当中間会計期間末 (平成19年10月31日)	前事業年度末 (平成19年4月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,470千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 44,313千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,987千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2. —

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)												
※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 241千円 受取賃貸料 421千円 協賛金収入 2,420千円 受取手数料 1,350千円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,966千円 受取賃貸料 421千円 協賛金収入 2,610千円 受取手数料 2,700千円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,692千円 受取賃貸料 842千円 協賛金収入 4,603千円 受取手数料 2,550千円												
※2. 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 23,832千円 上場関連費用 9,312千円 催事関連費 655千円 貯蔵品評価損 228千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 催事関連費 629千円 貯蔵品評価損 224千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 23,832千円 上場関連費用 9,312千円 催事関連費 1,179千円 貯蔵品評価損 3,057千円												
※3. —	※3. 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	※3. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡営業所 (福岡市中央区)</td> <td>統括業務 補助施設</td> <td>建物他</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	福岡営業所 (福岡市中央区)	統括業務 補助施設	建物他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 (福岡市中央区)</td> <td>統括業務 施設</td> <td>建物他</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	本社 (福岡市中央区)	統括業務 施設	建物他
場所	用途	種類												
福岡営業所 (福岡市中央区)	統括業務 補助施設	建物他												
場所	用途	種類												
本社 (福岡市中央区)	統括業務 施設	建物他												
	<p>当社は、事業所を基準とした資産のグルーピングを行い、また、賃貸不動産については個別に減損損失の認識の判定をしております。</p> <p>事業所の統廃合に伴い、当中間会計期間終了後に事業の用に供さなくなることが見込まれる上記の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,042千円)として特別損失に計上しております。また、その内訳は、建物282千円、器具及び備品59千円、敷金1,700千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額については、売却等が困難なため、返還見込敷金を除き零円で評価しております。</p>	<p>当社は、事業所を基準とした資産のグルーピングを行い、また、賃貸不動産については個別に減損損失の認識の判定をしております。</p> <p>本社移転計画に伴い、翌事業年度以降に事業の用に供さなくなることが見込まれる上記の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(28,450千円)として特別損失に計上しております。また、その内訳は、建物6,890千円、器具及び備品1,056千円、敷金7,500千円、リース資産の未経過リース料4,413千円他であります。</p> <p>なお、回収可能価額については、売却等が困難なため、おおむね零円で評価しております。</p>												
4. 減価償却実施額 有形固定資産 5,845千円 無形固定資産 101千円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 5,301千円 無形固定資産 101千円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 13,204千円 無形固定資産 202千円												

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)
<p>5. 当社は、「4ヵ月間無料きもの着付教室」(毎週1回、全15回のカリキュラムにて実施。)において、各契約企業が教室の受講者に販売する機会を提供し、仲介手数料等を受領しております。「4ヵ月間無料きもの着付教室」は、主として秋期講座(9月から順次開講)と春期講座(2月から順次開講)から構成されており、それぞれ開講から中間会計期間末(10月末)及び事業年度末(4月末)までの経過期間(販売機会の提供期間)に相違があります。</p> <p>また、「4ヵ月間無料きもの着付教室」の受講者の募集は教室開講前に実施するため、受講者募集経費の計上が収益の計上に先行します。</p> <p>このため、上半期の営業利益と、下半期の営業利益との間に相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。</p>	<p>5. 同左</p>	<p>5. —</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	843	89,857	—	90,700
合計	843	89,857	—	90,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、株式分割による増加83,457株及び有償一般募集による新規発行による増加6,400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権は全てストック・オプションであり、記載すべき事項はありません。なお、詳細は(ストック・オプション等関係)の注記に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年7月24日 定時株主総会	普通株式	66,206	78,537	平成18年4月30日	平成18年7月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	90,700	—	452	90,248
合計	90,700	—	452	90,248
自己株式				
普通株式（注）2. 3	—	740	452	288
合計	—	740	452	288

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の減少452株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加740株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少452株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,506
合計	—	—	—	—	—	2,506

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年7月26日 定時株主総会	普通株式	112,377	1,239	平成19年4月30日	平成19年7月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年12月14日 取締役会	普通株式	44,980	利益剰余金	500	平成19年10月31日	平成20年1月18日

前事業年度（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	843	89,857	—	90,700
合計	843	89,857	—	90,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、株式分割による増加83,457株及び有償一般募集による新規発行による増加6,400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権は全てストック・オプションであり、記載すべき事項はありません。なお、詳細は（ストック・オプション等関係）の注記に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年7月24日 定時株主総会	普通株式	66,206	78,537	平成18年4月30日	平成18年7月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年7月26日 定時株主総会	普通株式	112,377	利益剰余金	1,239	平成19年4月30日	平成19年7月27日

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 5月 1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年10月31日現在) 現金及び預金勘定 2,412,431千円 預入期間が3ヵ月を 超える定期預金 $\Delta$ 183,147千円 <hr/> 現金及び現金同等物 2,229,283千円	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年10月31日現在) 現金及び預金勘定 2,222,587千円 預入期間が3ヵ月を 超える定期預金 $\Delta$ 178,147千円 <hr/> 現金及び現金同等物 2,044,439千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年4月30日現在) 現金及び預金勘定 2,929,028千円 預入期間が3ヵ月を 超える定期預金 $\Delta$ 182,147千円 <hr/> 現金及び現金同等物 2,746,880千円

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)																																																																	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (車両運搬具)</td> <td>15,491</td> <td>9,316</td> <td>6,175</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>96,262</td> <td>52,227</td> <td>44,034</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>66,410</td> <td>37,005</td> <td>29,405</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>178,164</td> <td>98,548</td> <td>79,616</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (車両運搬具)	15,491	9,316	6,175	有形固定資産 (器具及び備品)	96,262	52,227	44,034	無形固定資産 (ソフトウェア)	66,410	37,005	29,405	合計	178,164	98,548	79,616	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (車両運搬具)</td> <td>6,971</td> <td>6,067</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>98,845</td> <td>53,813</td> <td>45,032</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>74,799</td> <td>56,178</td> <td>18,620</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180,615</td> <td>116,059</td> <td>64,556</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (車両運搬具)	6,971	6,067	903	有形固定資産 (器具及び備品)	98,845	53,813	45,032	無形固定資産 (ソフトウェア)	74,799	56,178	18,620	合計	180,615	116,059	64,556	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (車両運搬具)</td> <td>11,191</td> <td>9,031</td> <td>—</td> <td>2,160</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>96,255</td> <td>51,566</td> <td>4,413</td> <td>40,274</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>67,649</td> <td>46,350</td> <td>—</td> <td>21,298</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>175,096</td> <td>106,948</td> <td>4,413</td> <td>63,733</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (車両運搬具)	11,191	9,031	—	2,160	有形固定資産 (器具及び備品)	96,255	51,566	4,413	40,274	無形固定資産 (ソフトウェア)	67,649	46,350	—	21,298	合計	175,096	106,948	4,413	63,733
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																
有形固定資産 (車両運搬具)	15,491	9,316	6,175																																																																
有形固定資産 (器具及び備品)	96,262	52,227	44,034																																																																
無形固定資産 (ソフトウェア)	66,410	37,005	29,405																																																																
合計	178,164	98,548	79,616																																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																
有形固定資産 (車両運搬具)	6,971	6,067	903																																																																
有形固定資産 (器具及び備品)	98,845	53,813	45,032																																																																
無形固定資産 (ソフトウェア)	74,799	56,178	18,620																																																																
合計	180,615	116,059	64,556																																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																															
有形固定資産 (車両運搬具)	11,191	9,031	—	2,160																																																															
有形固定資産 (器具及び備品)	96,255	51,566	4,413	40,274																																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	67,649	46,350	—	21,298																																																															
合計	175,096	106,948	4,413	63,733																																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 47,255千円 1年超 34,896千円 合計 82,151千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 32,177千円 1年超 34,076千円 合計 66,253千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 41,462千円 1年超 28,956千円 合計 70,419千円 リース資産減損勘定の残高 4,413千円																																																																	
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 26,687千円 減価償却費相当額 24,923千円 支払利息相当額 1,802千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 26,540千円 リース資産減損勘定の取崩額 4,413千円 減価償却費相当額 24,783千円 支払利息相当額 1,378千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 54,083千円 減価償却費相当額 50,531千円 支払利息相当額 3,346千円 減損損失 4,413千円																																																																	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																	
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																																	
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 5,611千円 1年超 5,243千円 合計 10,854千円  (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 3,328千円 1年超 1,561千円 合計 4,890千円  (減損損失について) 同左	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 3,292千円 1年超 2,810千円 合計 6,102千円  —																																																																	



(有価証券関係)

時価評価されていない有価証券の内容

	前中間会計期間末 (平成18年10月31日)	当中間会計期間末 (平成19年10月31日)	前事業年度末 (平成19年4月30日)
	中間貸借対照表計上額 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	18,000	38,000	28,000

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成18年5月1日至平成18年10月31日)、当中間会計期間(自平成19年5月1日至平成19年10月31日)及び前事業年度(自平成18年5月1日至平成19年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成18年5月1日至平成18年10月31日)、当中間会計期間(自平成19年5月1日至平成19年10月31日)及び前事業年度(自平成18年5月1日至平成19年4月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 4,210株 (注) 2
付与日	平成18年6月30日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	1年間 (自平成18年6月30日 至平成19年6月29日)
権利行使期間	自 平成19年6月30日 至 平成29年6月29日
権利行使価格 (円)	100,000 (注) 4
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 5	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、無償割当又は併合の比率

3. (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役であること。  
(2) 新株予約権の行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。  
(3) その他の権利の行使は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
4. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により株式1株当たりの価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後株式1株当たりの価額 = 調整前株式1株当たりの価額 ×  $\frac{1}{\text{分割、無償割当又は併合の比率}}$

5. 当社は、当該ストック・オプションの付与日において未公開企業であったため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

当中間会計期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）

1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 2,506千円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション（第2回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	取締役及び監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 60株
付与日	平成19年8月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年8月12日 至 平成20年8月11日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	30,882

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストック・オプション（第3回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先 491名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1	普通株式 2,894株
付与日	平成19年8月11日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員又は取引先、取引先の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。
対象勤務期間	自 平成19年8月11日 至 平成21年1月31日
権利行使期間	自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日
権利行使価格（円）（注）2	51,403
付与日における公正な評価単価（円）	1,356

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権を発行する日の翌日以降、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が141,000円（以下、「基準価額」という。）を上回った場合には、行使価額は1株当たり1円に修正されるものとする。  
②新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額及び基準価額（以下、「行使価額等」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額等} = \text{調整前行使価額等} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ行使価額等の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額等の調整を行うことができるものとする。

前事業年度（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）

1. ストック・オプションに係る前事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1	普通株式 4,210株（注） 2
付与日	平成18年6月30日
権利確定条件	（注） 3
対象勤務期間	1年間（自平成18年6月30日 至平成19年6月29日）
権利行使期間	自 平成19年6月30日 至 平成29年6月29日
権利行使価格（円）	100,000（注） 4
付与日における公正な評価単価（円）（注） 5	—

（注） 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割、無償割当又は併合の比率

3. (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役であること。  
(2) 新株予約権の行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。  
(3) その他の権利の行使は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
4. 当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合、次の算式により株式1株当たりの価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後株式1株当たりの価額＝調整前株式1株当たりの価額× $\frac{1}{\text{分割、無償割当又は併合の比率}}$

5. 当社は、当該ストック・オプションの付与日において未公開企業であったため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

（企業結合等関係）

前中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）、当中間会計期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）及び前事業年度（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)							
1株当たり純資産額 24,143円56銭 1株当たり中間純利益金額 1,412円74銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益額 1,409円31銭	1株当たり純資産額 28,351円38銭 1株当たり中間純利益金額 1,069円48銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 1,069円17銭	1株当たり純資産額 28,646円40銭 1株当たり当期純利益金額 5,995円20銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 5,988円19銭							
<p>当社は、平成18年6月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>		<p>当社は、平成18年6月30日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="108 775 507 819">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="108 828 507 896">1株当たり純資産額 18,233円81銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 904 507 972">1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 981 507 1102"> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	1株当たり純資産額 18,233円81銭	1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td data-bbox="983 828 1382 896">1株当たり純資産額 18,233円81銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 904 1382 972">1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 981 1382 1102"> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1株当たり純資産額 18,233円81銭	1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>
前事業年度									
1株当たり純資産額 18,233円81銭									
1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭									
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>									
1株当たり純資産額 18,233円81銭									
1株当たり当期純利益金額 6,851円70銭									
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>									

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	121,797	96,660	530,204
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	121,797	96,660	530,204
期中平均株式数(株)	86,213	90,380	88,438
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)(注)	210	27	104
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間(当期)純 利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	第3回新株予約権(新 株予約権の数2,894 個)。 なお、当該新株予約権 の概要は、「第5 経 理の状況、中間財務諸 表等、注記事項、(ス トック・オプション等 関係)」に記載のとおり であります。	—

(注) 平成18年9月8日にジャスダック証券取引所へ上場しているため、前中間会計期間の普通株式増加数は、上場日から前中間会計期間末日までの日数に応じて算出しております。また、同様の理由により前事業年度の当該数値は、上場日から平成19年3月12日(当該潜在株式が消滅した日)までの日数に応じて算出しております。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成18年10月31日)	当中間会計期間末 (平成19年10月31日)	前事業年度末 (平成19年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,189,821	2,552,997	2,598,228
純資産の部の合計額から控除する金 額(千円)	—	2,506	—
(うち新株予約権)	(—)	(2,506)	(—)
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(千円)	2,189,821	2,550,490	2,598,228
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の 数(株)	90,700	89,960	90,700

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)</p>
<p>—</p>	<p>当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>当該子会社の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 設立する会社の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商号 日本和装マーケティング株式会社</li> <li>・代表者 代表取締役社長 吉田重久</li> <li>・本店所在地 東京都千代田区</li> <li>・設立年月日 平成19年11月22日</li> <li>・主な事業内容 和服及び和装品の小売業</li> <li>・事業年度の末日 4月30日</li> <li>・資本金の額 50,000千円</li> <li>・主要な株主 日本和装ホールディングス株式会社：100%</li> <li>・当社との関係 当該子会社への事務代行サービスの提供及び役員員の兼務</li> </ul> <p>(2) 子会社設立の理由</p> <p>当社が展開する「きものスーパー」の運営、また、日本和装「4か月間無料きもの着付教室」の12万8千人の修了生の方々及び一般の方々に対して、新たな「購入の機会」「着る機会」を提供するためのきもの販売を目的とする小売業の展開、なおかつ、今後日本のきもの文化の発展を促すマーケティングを行う目的で小売業を行う当該子会社の設立を決議したものであります。</p> <p>なお、当該子会社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第7項に規定された特定子会社であります。</p>	<p>1. 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、平成19年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>取得の内容は、次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。</li> <li>・取得する株式の種類 当社普通株式</li> <li>・取得する株式の総数 3,000株（上限） (発行済株式総数に対する割合 3.30%)</li> <li>・株式の取得価額の総額 200,000千円（上限）</li> <li>・自己株式の取得の日程 平成19年5月21日から平成19年8月20日まで</li> </ul> <p>なお、平成19年6月30日現在の自己株式数は136株であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)																				
—	—	<p>2. 当社は、平成19年7月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議しております。</p> <p>なお、当該新株予約権の詳細は、以下のとおりであります。</p> <p>(平成19年7月26日定時株主総会決議)</p> <p>会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成19年7月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。</p> <table border="1" data-bbox="975 965 1374 1816"> <tr> <td>決議年月日</td> <td>平成19年7月26日</td> </tr> <tr> <td>付与対象者の区分及び人数</td> <td>取締役及び監査役(人数は未定)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>株式の数(株)</td> <td>60株を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>新株予約権発行日の翌日から1年以内とする。</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td>(注)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(注) ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは監査役の地位にあることを要するものとする。</p>	決議年月日	平成19年7月26日	付与対象者の区分及び人数	取締役及び監査役(人数は未定)	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	株式の数(株)	60株を上限とする。	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	新株予約権の行使期間	新株予約権発行日の翌日から1年以内とする。	新株予約権の行使の条件	(注)	新株予約権の譲渡に関する事項	—	代用払込みに関する事項	—	組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
決議年月日	平成19年7月26日																					
付与対象者の区分及び人数	取締役及び監査役(人数は未定)																					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																					
株式の数(株)	60株を上限とする。																					
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1																					
新株予約権の行使期間	新株予約権発行日の翌日から1年以内とする。																					
新株予約権の行使の条件	(注)																					
新株予約権の譲渡に関する事項	—																					
代用払込みに関する事項	—																					
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—																					



前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)														
		<p>②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。</p> <p>(平成19年7月26日定時株主総会決議)</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成19年7月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。</p> <table border="1" data-bbox="975 1106 1374 1944"> <tr> <td data-bbox="975 1106 1174 1178">決議年月日</td> <td data-bbox="1177 1106 1374 1178">平成19年7月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1182 1174 1469">付与対象者の区分及び人数</td> <td data-bbox="1177 1182 1374 1469">当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員（人数は未定）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1473 1174 1581">新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td data-bbox="1177 1473 1374 1581">普通株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1585 1174 1653">株式の数（株）</td> <td data-bbox="1177 1585 1374 1653">3,568株を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1657 1174 1724">新株予約権の行使時の払込金額</td> <td data-bbox="1177 1657 1374 1724">(注) 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1729 1174 1872">新株予約権の行使期間</td> <td data-bbox="1177 1729 1374 1872">自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1877 1174 1944">新株予約権の行使の条件</td> <td data-bbox="1177 1877 1374 1944">(注) 2</td> </tr> </table>	決議年月日	平成19年7月26日	付与対象者の区分及び人数	当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員（人数は未定）	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	株式の数（株）	3,568株を上限とする。	新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1	新株予約権の行使期間	自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	新株予約権の行使の条件	(注) 2
決議年月日	平成19年7月26日															
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社の取引先、取引先の取締役及び従業員（人数は未定）															
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式															
株式の数（株）	3,568株を上限とする。															
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1															
新株予約権の行使期間	自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日															
新株予約権の行使の条件	(注) 2															

前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)						
		<table border="1" data-bbox="975 280 1374 573"> <tr> <td data-bbox="975 280 1174 353">新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td data-bbox="1177 280 1374 353">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 358 1174 432">代用払込みに関する事項</td> <td data-bbox="1177 358 1374 432">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 436 1174 573">組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td data-bbox="1177 436 1374 573">—</td> </tr> </table> <p data-bbox="995 577 1374 857">(注) 1. 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。</p> <p data-bbox="1099 862 1374 1610">①行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p data-bbox="1099 1615 1374 2007">②新株予約権を発行する日の翌日以降、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が141,000円(以下、「基準価額」という。)を上回った場合には、行使価額は1株当たり1円に修正されるものとする。</p>	新株予約権の譲渡に関する事項	—	代用払込みに関する事項	—	組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—							
代用払込みに関する事項	—							
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—							

<p>前中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)</p>
		<p>③新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額及び基準価額（以下、「行使価額等」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後行使価額等 =</p> $\text{調整前行使価額等} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じ行使価額等の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額等の調整を行うことができるものとする。</p> <p>2. ①新株予約権者は、権利行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員又は取引先、取引先の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。</p> <p>②対象者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。</p>

(2) 【その他】

平成19年12月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・44,980千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・500円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成20年1月18日

(注) 1. 平成19年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

2. 当該中間配当は、当社の「日本和装」事業の20周年記念配当であります。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 有価証券届出書（新株予約権証券の発行）及びその添付書類  | 平成19年7月26日<br>福岡財務支局長に提出   |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書<br>（平成19年7月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書）  | 平成19年8月10日<br>福岡財務支局長に提出   |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類<br>（第21期 自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）   | 平成19年7月26日<br>福岡財務支局長に提出   |
| (4) 臨時報告書<br><br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。   | 平成19年12月5日<br>関東財務局長に提出  |
| (5) 自己株券買付状況報告書<br>（報告期間 自 平成19年5月21日 至 平成19年5月31日）<br>（報告期間 自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日）<br>（報告期間 自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日）<br><br>（報告期間 自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日）<br>（報告期間 自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日）<br>（報告期間 自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日） | 平成19年6月12日<br>平成19年7月13日<br>平成19年8月10日<br>福岡財務支局長に提出<br><br>平成19年9月14日<br>平成19年10月12日<br>平成19年11月1日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 1月 9日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松尾 政治 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内藤 真一 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本和装ホールディングス株式会社の平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本和装ホールディングス株式会社の平成18年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年 1月15日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本和装ホールディングス株式会社の平成19年5月1日から平成20年4月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成19年5月1日から平成19年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本和装ホールディングス株式会社の平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年5月1日から平成19年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。